

## 宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、石川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証を受けて石川県制度融資(以下「制度資金」という。)を借り受ける町内商工業者に対し、当該融資に係る保証料相当額を交付し、町内商工業者の経営安定と商工業の発展に資することを目的とする。

### (補助金の対象者)

第2条 補助金の対象者は、町内に事業所を有する商工業者で、次の各号の要件を満たしている者とする。

(1) 保証協会の保証を受け、次に掲げる制度資金を借り受けた者

- ア 地域商工業活性化融資
- イ 経営革新等支援融資
- ウ 事業転換支援融資
- エ 創業者支援融資
- オ 小口零細融資
- カ 小口融資
- キ 経営安定支援融資
- ク 連鎖倒産防止・災害対策融資

(2) 町税等を完納している者

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、制度資金を借り入れる際、保証協会に支払った保証料の額(借り換えについては、増額融資分における保証料の額)とし、50万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)及び宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金請求書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、取扱金融機関の融資実行日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 保証協会が発行する信用保証書の写し
- (2) 保証協会が発行する保証料返戻通知書の写し(借り換えの場合に限る。)
- (3) 納税証明書

- (4) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (5) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第6条 申請者は、申請者が借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付すべき補助金の全額若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 制度資金を目的外に使用したとき。
- (2) 第2条の要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 申請者の責に帰すべき事由により、要綱に違反したとき。

2 申請者が借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、町と協議のうえ返還額を定めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

（施行時期）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じているために制度資金を借り受けた手続その他の行為は、この告示の規定によりなされたものと見なす。